

浜田市建設工事総合評価方式技術審査会要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市の発注する建設工事に係る総合評価方式の競争参加資格、落札者決定基準等総合評価に必要な調査及び事前審査を行うことを目的として、浜田市建設工事総合評価方式技術審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査の範囲)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 競争参加資格、落札者決定基準等総合評価に必要な調査に関すること。
- (2) 技術資料の審査、評価案の作成に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(構成等)

第3条 審査会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 会長は、会務及び会議を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長がこれを代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、必要に応じてその都度開催する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、関係職員を出席させ、その意見を求めることができる。

4 会長が会議を開催する時間的余裕がないもの又は定例若しくは軽易なものと認めるときは、書面による審査により審査会の審議に代えることができる。

5 会長は、会議の運営に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 審査会において審議された事項は、その内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、契約管理課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、審査会において定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 10 日から施行する。

別表（第3条関係）

役職	構成員
会長	都市建設部長
副会長	都市建設部建設企画課長
委員	総務部契約管理課長
	産業経済部農林振興課長
	都市建設部建設整備課長
	都市建設部維持管理課長
	都市建設部建築住宅課長
	金城支所産業建設課長
	旭支所産業建設課長
	弥栄支所産業建設課長
	三隅支所産業建設課長
	上下水道部工務課長
	上下水道部下水道課長
	担当課長